

第34回 農業資材審議会農薬分科会

第 3 4 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 5 年 1 月 3 0 日（月）

場所：農林水産省消費・安全局第 3 会議室

（W E B 会議形式による開催）

時間：1 5：0 0～1 5：4 5

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）農薬取締法第 3 9 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見
の聴取について

- ・シンメチリンを有効成分として含む農薬（新規）
- ・ベンスルフロンメチルを有効成分として含む農薬（変更の登録）
- ・グリホサート（グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロ
ピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム
塩）を有効成分として含む農薬（再評価）

（2）予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方
（報告）

（3）その他

3. 閉 会

午後 3 時 0 0 分 開会

○楠川室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第34回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の楠川と申します。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会はウェブ会議形式で開催いたします。また、公開で開催するという事で、傍聴の方々にも御参加いただいております。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただいた上で、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンがありますので、そちらをお押しいただければと思います。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますが、挙手以外でも、気になること等ございましたら会議途中に御自身でミュートを外して御発言いただいて構いませんので、何なりとお申し付けいただければと思います。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブル等の場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡を頂ければと思います。

本日は、現時点で委員の方11名、臨時委員の方6名に御出席いただいております。五箇委員、三浦委員につきましては本日御欠席となっております。

そのほか、本田委員につきましては後ほど御参加の見込みでございます。

さて、本分科会は農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会議が成立すると規定されております。本日は委員と臨時委員と合わせて20名のところ、現時点で17名の方に御出席いただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

では、議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認いただきたいと思います。

資料1が議事次第、資料2「農業資材審議会農薬分科会委員名簿」、資料3-1が「農薬の登録に係る意見の聴取について」、3-2が「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」、3-3が「農薬の再評価に係る意見の聴取について」、資料3-4が「農薬の

登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」、資料４－１が「予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方（報告）」、資料４－２が「予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方」、こちらの資料は農薬使用者安全評価部会での決定の内容でございます。

そのほか参考資料１から４までございまして、参考資料１が「農薬取締法」、２が「農業資材審議会令」、３が「農業資材審議会議事規則」、４が「農業資材審議会農薬分科会の運営に関する資料」、以上のとおりとなっております。

それでは、これからの議事進行は赤松分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○赤松分科会長 赤松です。

本日はお忙しいところを皆様御出席いただきまして、ありがとうございます。

この度は、農薬分科会をオンラインで開催いたします。進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合には事務局に御対応いただきますので、あらかじめ御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように、農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、それから２番といたしまして、予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方についての報告があるということです。限られた時間内ではございますが、活発な意見交換をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初、１番の議題であります農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についての議論に入りたいと思います。

令和５年１月25日付で農林水産大臣より諮問を受けておりますことを委員の先生方に御報告いたします。

それでは、諮問の内容につきまして事務局の方より御説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 農薬審査官の西岡でございます。

では、資料に沿って説明いたします。

資料３－１から資料３－３に関しましては、農林水産大臣より農業資材審議会会長に諮問した書類を添付させていただいております。資料３－１が農薬の登録に関するもの、資料３－２が農薬の変更の登録に関するもの、資料３－３が農薬の再評価に関するものの諮問の文書でございます。

では、資料３－４に概要を取りまとめておりますので、そちらをもって御説明をいたします。

まず、農薬の登録についてですが、シンメチリンという剤について諮問いたしております。本剤については、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会の３部会で審議を行った後に、再び分科会に報告をする予定としております。

続きまして、変更の登録に関する剤、ベンスルフロンメチルという剤でございます。こちらは新たな農薬の原体を製造に用いるということで、農薬の原体の規格に関する変更の申請を受けております。そのため、農薬原体部会において審議をし、後日の分科会に報告をする予定としております。

３剤目、再評価に関するもの、今回グリホサートについて諮問いたしております。本剤については、３部会において審議し、後日の分科会に報告する予定としております。

続いて、別添に各剤の簡単な概要を取りまとめておりますので、説明いたします。

まず、シンメチリンでございます。令和４年10月に農薬の新規の登録の申請を受理しております。名称、構造式に関しましては御覧のとおりでございます。

事前にお送りした資料について、誤字がありましたので、１点御報告いたします。作用機作は、今投影している資料ですと、「除草効果を示す」と書いてあるのですが、事前にお送りしたものは「除草効果と」となっておりますので、その点を修正していることを報告いたします。

本剤、脂肪酸チオエステラーゼを阻害しまして、雑草根元及び茎葉部の生長点の細胞分裂を阻害することで、除草効果を示すと考えられている除草剤でございます。H R A C、除草剤の分類におきましては30という分類になっております。今回、新規の申請で、つつじ類について、下草の処理ということで土壌散布という使用方法の申請を受けております。

本剤に関しましては、海外、J M P R、国際基準、欧米でいずれも評価基準等がない状況でございます。国内に関しましては、食品安全委員会、厚生労働省、環境省における評価の経験はないという剤でございます。

続きまして、ベンスルフロンメチルです。本剤は、令和４年10月に農薬原体の規格に関する事項の変更の申請を受理しております。構造式は御覧のとおりで、本剤はスルホニルウレア系除草剤でございます。分岐鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）の生合成経路の鍵酵素であるアセトラクテート合成酵素を阻害すると考えられている除草剤でございます。H R A C分類では２番とされております。

本剤の初回の登録は1987年で、水稻の除草に用いられる剤でございます。

海外に関しましては、J M P R で2002年に評価を受けております。ただ、国際基準は設定されておりません。欧米においてはいずれも登録があるという状況でございます。

国内については、食品安全委員会において2010年、厚生労働省において2011年、環境省において水域の環境動植物の被害防止に関しては2009年、水質汚濁に関しては2012年に評価を受けておる剤でございます。

最後に、グリホサートでございます。本剤は、令和4年3月に再評価のための試験成績の提出を受理しております。構造式等は御覧のとおりでございます。本剤は、アミノ酸系除草剤で、植物体内の芳香族アミノ酸生合成に関わるシキミ酸経路において、5-エノールピルビルシキミ酸-3リン酸シンターゼを阻害すると考えられている除草剤でございます。H R A C 分類では9番に分類されております。

本剤の初回登録は1980年ございまして、今回再評価の対象となる登録の農薬の数は118剤でございます。本剤の製剤化に関しまして幾つかの塩の形を有しております。その製剤数の内訳は御覧のとおりとなっております。本剤は、稲、野菜類、果樹類等の植付け前ですとか下草の処理などの除草に用いられる剤で、使用方法としては基本は雑草茎葉散布ですが、枯れづらいものなどには注入処理といった使用方法もございます。

海外の状況でございます。J M P R では直近で2016年に評価を受けており、国際基準が設定されております。欧州・米国ともに登録、残留基準等が設定されております。

国内においては、食品安全委員会において2016年、厚生労働省は2017年が最新の評価でございます。環境省におきましては、水域の環境動植物に関して2014年、水質汚濁に関して2017年に評価を受けております。

以降、別紙としてそれぞれの有効成分を含有する製剤、すなわち今回諮問の対象とした製剤を一覧として列記してあります。御参考までに見ていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○赤松分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。有江委員、どうぞ。

○有江委員 有江でございます。よろしくお願いいたします。

とても細かいところで恐縮なのですが、1つ目のシンメチリンの作用機作の部分に「生長点」というふうに書かれているのですが、特に農薬の関係で漢字の決まりがなけ

れば、成るという字を使っていただければと思います。そのように修正していただくのが
よろしいのではないかと思います。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。事務局、よろしくお願いいたします。

○西岡農薬審査官 修正いたします。

○赤松分科会長 では、ほかに何かございますでしょうか。與語委員、どうぞ。

○與語委員 與語です。2つ質問があります。

1つは、先ほど有江委員が指摘したシンメチリンのところですが。適用作物がつつじ類と
ありますけれども、これから理解できるところは、非食用の登録だけということによろし
いでしょうか。1つ目がそれです。

以上です。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○西岡農薬審査官 はい、委員御指摘のとおり、つつじ類ですので、非食用の作物への申
請を受けておる状況でございます。

○與語委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 どうぞ。

○與語委員 もう一つは、6 ページ目のベンスルフロンメチルを有効成分としての農薬の
ところです。このベンスルフロンメチルを有効成分として含む農薬は実を言うとたくさん、
多分100以上あると思うのですけれども、今回この1 剤だけというのがなかなか理解でき
なかったもので、御説明をお願いします。

○西岡農薬審査官 事務局です。

今回の諮問をする段階で申請を受け付けている剤は本剤1 剤でございます。ただ、農薬
の製剤に用いる原体の変更でありますので、おって、他の製剤についても申請がなされる
ものと考えております。

○與語委員 ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。梅田委員、どうぞ。

○梅田委員 1つ教えていただきたいのですけれども、グリホサートなのですから、

別添を見ますとものすごくたくさんの種類の農薬が一覧で出ておりますけれども、今後の進み方として、どのような形で、有効成分ごとに行うのかなど、そういったところを教えてくださいいただければと思います。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○西岡農薬審査官 グリホサートの今後の流れとしましては、まず、有効成分の毒性、人畜への毒性ですとか、生活環境動植物への影響といった毒性の評価に関しましては、毒性指標というものを検討しますが、その場合は農薬原体を用いた試験について検討を行いまして、有効成分として指標を検討いたします。

その後、実際の使用者の暴露ですとか、そういった観点に関しましては、農薬の使用方法ごとに検証しますので、個別の製剤の全ての使用方法について検討を行って、登録の可否等について検討する予定としております。

○赤松分科会長 梅田委員、よろしいでしょうか。

○梅田委員 はい、ありがとうございます。分かりました。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見御質問ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、それでは、ベンスルフロンメチルにつきましては農薬原体部会で、それからシンメチリン及びグリホサートのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩につきましては、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の3つの部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の分科会に御報告いただきたいと思いますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次は議題（2）に入りたいと思います。予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方についてです。

農薬使用者安全評価部会において、予測式が設定されていない使用方法での暴露量の推定方法について審議し、決定した内容についての御紹介です。この結果につきまして、農薬使用者安全評価部会の櫻井委員より御説明をお願いいたします。

○櫻井委員 それでは、予測式に分類していない使用方法についての使用者安全確保の考え方について御説明させていただきます。

農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。部会を代表いたしまして、上記について部会決定事項を報告させていただきます。

資料４－１を御覧ください。背景に書かれていますとおり、農薬使用者に対する農薬の安全性については、使用方法に従って農薬を使用した場合に、体内に吸収される農薬量、暴露量ですね、これと毒性の参照値、A O E LやA A O E Lというものとを比較することによって確認すべきということになっております。

ここで暴露量の算出において、いわゆる「散布」等の代表的な使用方法については、農薬の使用量当たりの暴露量の推定値を与える「予測式」が設けられています。それ以外の使用方法については原則として別の方法での暴露量の推定が必要となるわけなのですが、令和４年５月１７日に開催した第３回、それから令和４年１２月１日に開催した第６回の農薬使用者安全評価部会において、農薬に直接触れないもの、処理の際にミストやダストの発生が少ないもの、湛水条件で暴露が著しく軽減されるものについて我が国の使用方法、海外における評価方法等を把握した上で、対応について審議いたしました。

審議で決定しました内容は２の対応のとおりであります。基本的にどんな農薬でも機械的にこの対応の通りであるというわけではなくて、農薬の毒性の強さ等によりケースバイケースの判断は必要となるものの、農薬の使用法ごとに、農薬使用者への暴露評価は、原則として以下の表のとおりとすることにしました。

例えば農薬に直接触れない、要するに閉鎖系での使用だとか、取り扱う薬液量が極めて少ない、樹幹に注入するとかいう方法ですね、そういった使用方法については、リスク管理措置を施すこと、例えばくん煙中に立ち入ってはいけないとか、樹幹の注入のときに一定の防護装備を着けるというようなリスク管理措置を施すことを条件に、暴露は無視できるものとして扱うなどとするものです。

概ね直接の接触はないかごく少ないと思われるのですが、この表の下、種子の処理、これに関しては必ずしも取り扱う薬剤が少ないと言えない、それからどういう機械を使うかとかいうことにもよるのですけれども、この作業時にミストやダストが生じる可能性があるということから、これは諸外国のことも参考にしながら、何らかの暴露量を見積もることが必要であろうということで、これは今後の検討課題といたしております。

以上が我々の部会で決定したことの御報告でございます。御審議よろしく申し上げます。
○赤松分科会長　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明で、種子処理に関してはこれからまだ検討ということですが、ほかのことに関しては今御説明のあったとおりです。

櫻井委員よりの御報告でしたけれども、何かこの御報告に対して御意見御質問がござい

ましたらよろしくお願いします。浦郷委員、よろしくお願いします。

○浦郷委員 全国消団連の浦郷です。

御説明ありがとうございます。

私自身は農薬を使うことがないのでよく分からない中で質問させていただくのですけれども、今回の使用方法の中に、浸漬というのがあって、写真を見ますと種子や苗を薬液に一定時間浸してというところなのですけれども。この資料4-2の写真の方を見ると、液が結構残っているなというのが感じられまして、これは種子や苗が液を全部吸ってしまうのか、この残った農薬の液体というのはこの後保管するのか廃棄処理するのかもよく分からないのですけれども、この残った農薬を扱うときも、使用方法と同じような考え方で、不浸透性の手袋の着用を前提としていると暴露は無視できるものというふうに考えているのかどうか、ちょっとそこら辺がよく分からなかったので教えていただきたいと思います。

以上です。

○赤松分科会長 こちら事務局からでしょうか。御説明いただけますか。

○西岡農薬審査官 事務局から説明いたします。

考え方としてはいつも薬液の調製から実際ここに写真に写っている漬けているところ、あと取り出して廃液の処理ですね、通常廃液に関しましては活性炭のような吸着物質等できちんと処理するのですけれども、そういったものを一貫して考えております。その間、いずれの作業においても不浸透性手袋などを着けるような指導はなされると考えております。

○赤松分科会長 今の御説明でよろしいでしょうか、浦郷委員。

○浦郷委員 はい、分かりました。その液を処理するところまでここに全部含まれているということで、分かりました。ありがとうございました。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。與語委員、どうぞ。

○與語委員 與語です。

先ほどの資料4-1で、少し詳しい御説明があった種子処理のところですが、その農薬使用者への暴露評価というところの文章の理解の仕方なのですけれども、「必ずしも取り扱う薬剤が少ないとはいえないこと」というのは、薬剤の量の話と理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○西岡農薬審査官 事務局でございます。

委員御理解のとおり、使用する薬量の話でございます。

○與語委員 ありがとうございます。

それに関連してもう一つ質問してよろしいでしょうか。

資料４－２の16ページの例５とあるところです。一番上ですけれども、今のことからすると、実を言うとほかの資料を見ているとここだけ逆転しているように見えるのですけれども、これなどは今おっしゃった中では量的に違うからというような理解でよろしいですかね。もう少し詳しく説明していただけると助かります。

以上です。

○西岡農薬審査官 事務局から御説明します。

正に委員御指摘のとおり、この例５が必ずしも薬剤が少ないという事例でございます。例えば麦類のうどんこ病を圃場において防除する場合には、１日に散布作業できる面積に限りがありまして、大体モデルでいきますと1.5リットルぐらい使用するという状況でございます。ただ、種子処理の場合は、皆さん所有の圃場分全ての種子を処理する場合がございまして、ここでは散布する面積よりもかなり広い面積の分の種子を処理することを想定して計算した場合に、その圃場の散布を上回るような使用量になる場合があるという事例として載せてあります。

○赤松分科会長 與語委員、いかがでしょうか。

○與語委員 ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。小浦委員、よろしくお願いいたします。

○小浦委員 御説明ありがとうございます。

今回のこの使用者の安全確保の考え方ということでいろいろ検討していただいたところだと思うのですが、もう既にこれらのいろいろな農薬というのは使われていると思うのですけれども、その包材というのですか、そのものにはどういう注意喚起がなされているのか、直接目にすることがないので分からないのですけれども、例えばもう暴露は無視できるというものに関してはよいのですけれども、農薬に、資料４－１の１ページのところにありますように、直接触れないのだけれども、幹に注入したりするときに不浸透性の手袋の着用を前提に調製時及び施用時の暴露は無視できるものとするというふうに改めてこういうふうに書かれていますと、こういったことはもう既に農薬のいろんな商品のところに

この不浸透性の手袋は着用するようにと書いてあるものばかりなのか、それとも追記して更に注意喚起をこれから呼びかけていきたいというふうにこれらの結果を使用されるのか、今後のこの検討結果の使われ方というのでしょうか、使用者の方に対しての注意喚起はどういうふうに行われるのか教えていただければと思います。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○西岡農薬審査官 全ての農薬についてこういった注意事項が付いているかまではこの場でちょっと網羅的には捉えていないのですけれども、今までの農薬の防護装備の考え方から申しますと、当該農薬の毒性に応じて手袋をしてくださいとか作業着を着てくださいという形で指導をしてきたところです。

今後は、この使用者安全の考えでリスク評価が入ってくるのですが、通常の散布であればリスク評価に従った防護装備を着用していただくように指導を変えますし、評価する際に先ほど御指摘の樹幹注入等の使用方法があるようであれば、当該使用方法の場合には不浸透性手袋を着けるような形に被害防止措置を設けた上で再評価としての登録をして指導を行っていくということを考えています。

○小浦委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

では、梅田委員、どうぞ。

○梅田委員 梅田です。

先ほどの御質問とちょっとかぶるかなと思って手を下げようかなとも思ったのですけれども、私もちょっと注意喚起のところが気になりまして、具体的には、閉鎖系などで行うくん煙だとか、そういったハウスの中で密室で行う場合、資料４－２の方を読みますと、夕方密閉して処理して、窓を開けて開放して翌朝入室するみたいに書いてはあるのですけれども、それでもどうやって中に入っても大丈夫だったとかという基準がどうされるのかなと。御指導されるという先ほどのお答えでそれにやはり当てはまるのかなと思ったりもしたのでしたのですけれども。このお示しいただいた資料４－２の、別紙が付いてますね、別紙１、11ページのところ、ここのところにも終了時に入室する際、吸入暴露する可能性があるだとかということが書かれていて、こういった注意喚起なのかなというふうにも思ったのですけれども、ちょっと気になったものですから、御質問させていただこうかと思いました。

以上です。

○西岡農薬審査官 事務局より御説明いたします。

まず、ハウス内の密閉に関しましては、使用の時間帯に関しましては入室しないような指導を現在でも行っております。また、使用後の翌日入室する際も窓等を開けて十分換気をしてから入るような指導を行っております。

別紙3、13ページですけれども、くん煙法とか常温煙霧法において、翌朝、明くる日の朝までにどの程度減少するかという知見等も以前ありまして、翌朝になると十分、使用時に比べれば十分低く下がっているというデータもございますので、そういった再入出時に十分換気してくださいという指導をもって暴露は無視できるのではないかというふうに考えています。

○梅田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 すみません、もう一つだけ質問があります。資料4-2の別紙2があるのですけれども、私は今回ここには用語として載っていない処理方法も幾つかあると思うのですけれども、この農薬学会が整理したというものに関しては、その元資料または元文献のようなものがあるのでしょうか。あればちょっと後で見たいなと思ったのですけれども。

以上です。

○西岡農薬審査官 資料4-2の一番最初のページの下に注釈として1番、「農薬の散布と付着」という日本農薬学会農薬製剤・施用法研究会が編集した資料を参考といたしております。

○與語委員 ありがとうございます。それは私も持っているのですけれども、ちょっと古い資料なので、最近の処理方法にはちょっと対応していない可能性があります。例えば私が簡単に思い浮かぶ処理方法や、最近ほかの委員会でも議論になった中で考えると、ベイト剤などがあつたりとか、あとフェロモンですとディスペンサーみたいなものもありますし、それからチューブ灌水するような方法、別紙2の図の上の方に茎葉散布の液剤のスプリンクラー法というのがあるので、それでよいのかもしれませんが、チューブ灌水でもちょっとスプリンクラーとは違うような処理方法だとか、幾つか思い当たるのがあって、そういうのがその古い資料に載っているかなとちょっと思ったものですから。そのように最近の処理方法が幾つかあるので、少し整理されて、農薬学会の研究会資料に最近のものをに入れて、その辺のところが明確に整理されていると、何が予測式で決められる範囲に入

っていて、何が入っていないかがもう少し分かるなと思ったものですから。もしも可能であればそういうことをしていただけるといいなと思いました。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。そういうのは事務局で御対応いただけますでしょうか。

○西岡農薬審査官 はい。今回資料4-1でいろいろな使用方法を整理させていただいているのですが、実際に農薬の登録にある使用方法を整理させていただいております。與語委員がおっしゃったチューブ灌水のようなもの、水の飛ばし方にもよるのだと思いますけれども、12ページでいえば土壌灌注の1形態であったり、より霧状に飛ばすのであれば12ページの上のスプリンクラー法に該当するような使用方法になって、散布の1形態と考えております。

そういった使用方法の場合は通常的使用方法があるのでそちらでリスク評価を行い、必要な防護措置を設ければ、そういった方法は、無人でやるので暴露しないとは思いますが、評価が行われたものとするのだろうと思っています。そういったもの、個別にチューブ灌水だけを登録として維持したいというような話があれば、また今回のような整理をしていきたいと思っています。

あと、最初にありましたベイト剤、フェロモン剤のようなチューブに入っている剤ですね。ベイト剤もいろいろあるかと思いますが、箱のようなものに入って人が接触しないような形態をしているもの、フェロモンもチューブに入って人が暴露しないようなものは、使用者が暴露することはないと既に整理をして、暴露評価の計算自体しなくてよいという整理をしています。

以上でございます。

○赤松分科会長 與語委員、よろしいでしょうか。

○與語委員 ありがとうございます。よく分かりました。また

ほかに細かい気付いたことがあれば、別途質問させていただきますけれども、今説明があったように現時点であるような処理方法に関してはそれぞれ位置づけみたいなのを想定されているということで理解しました。

以上です。

○赤松分科会長 そうですね。そういうことだと思います。

ほかにございますでしょうか。

御意見御質問ございませんようでしたら、この御報告の議事に関してはこれで終了としたいと思います。

どうもありがとうございました。もし何かありましたら、また後ほどお願いいたします。

それでは、これで本日の議事は以上となります。

そのほか、先生方から何かございますでしょうか。全体を通じて何か御意見御質問がございましたらお願いいたします。

ございませんようでしたら、進行役を事務局にお返しいたします。

○楠川室長 本日は熱心に御議論賜りまして厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては事務局で案を作成し、委員の皆様に御確認いただきました後、公開となります。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

15時45分 閉会